

除雪作業出動式を開催

滋賀国道事務所では、11月20日から翌年3月25日を雪害対策期間とし、冬期の安全な交通確保のため、除雪や凍結防止剤の散布等、雪害対策を行います。

今年度の雪害対策期間を迎えるにあたり、作業の安全を図るため、11月20日に高島市の国道161号沿道にある今津雪寒基地において、除雪作業の出動式を開催しました。

出動式には、国土交通省の職員及び除雪作業の請負業者の職員の他、来賓として高島警察署長等、雪害対策の関係者約30人が出席しました。

滋賀国道事務所日野所長から除雪期間の開始に当たっての訓示のあと、高島警察署中村署長から来賓挨拶を頂き、気象予報士の石川さんから降雪見通しを解説。今冬の予報では、「気温は平年並みであるが、降雪(降水)量は平年より多い見込み」と説明がありました。

その後、堅田維持出張所木下所長の号令により、除雪機械の点検を行い点検終了後、滋賀国道事務所古野副所長の指令で除雪機械が出発し、式典を終了しました。



訓辞する日野事務所長(左)と挨拶される来賓の高島警察署中村署長(右)

点検報告を受ける日野所長



訓示を聞く参加者



出動式に参加した除雪機械



滋賀県北部は積雪寒冷地域です

冬用タイヤ、チェーンの準備・装着を